

令和 2 年第 1 8 回公安委員会会議録

日 時	自午後 1 時 3 0 分 7 月 3 0 日 (木曜日) 至午後 4 時 3 5 分	場 所	公安委員会室
会 議	公安委員	小野委員長 下山委員 原委員 山本委員	
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 情報通信部長	

第 1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞 1 2 件、意見の聴取 3 4 件について説明があり、決裁が行われた。

第 2 定例会議

1 令和 2 年 7 月豪雨における警察活動の概要について

(1) 被害の発生状況 (7/28 現在)

ア 人的被害

死者 65 人、行方不明者 2 人

イ 住家被害

全壊 223 棟、半壊 358 棟、一部損壊 438 棟、床上浸水 5,556 棟、床下浸水 2,144 棟

(2) 警察の体制

ア 熊本県警

本部長以下約 1,600 人 (各警察署、機動隊、航空隊ほか)

イ 県外派遣部隊

広域緊急援助隊～警備部隊：14 府県 597 人、交通部隊：3 県 87 人、特別自動車警ら部隊：2 府県 32 人、ヘリコプター：15 都府県 16 機

(3) 警察活動の主な内容

ア 警備部門

(ア) 家屋倒壊・流出現場における重機等を用いた被災者の救助・捜索

(イ) 孤立地区におけるヘリコプターを用いた被災者の救助

(ウ) 浸水地区における徒歩、ゴムボートによる被災者の救助・捜索

(エ) 被災地域の一斉ローラー

(オ) 合同一斉捜索～7/20, 21 自衛隊、消防、海保など延べ約 2,100 人で実施

(カ) 警護～安倍総理大臣等 10 対象 12 回実施

イ 交通部門

(ア) 広域緊急援助隊 (交通部隊) による交通対策

(イ) 交通実態把握及び信号減灯交差点対策

(ウ) 人吉 I C 流出車両等の渋滞緩和対策

(エ) 政府緊急支援物資搬送車両の輸送支援

ウ 生活安全対部門

(ア) 安否不明者にかかる安否確認作業

(イ) パトロール、訪問活動を通じた被災地及び避難所等の警戒活動

(ウ) 災害に便乗した犯罪等を抑止するための広報、啓発活動

(エ) 被災した駐在所の補充による機能回復措置

エ 刑事部門

(ア) 死者の検視、身元特定作業

(イ) 警察犬による行方不明者の捜索

(ウ) 刑事部特別捜査隊による警戒活動

オ 警務部門

(ア) 遺族等支援班による被災者遺族への支援活動

(イ) 行方不明者家族への付添い支援～7/20, 21の合同一斉捜索時

カ 情報通信部門

(ア) 災害現場の状況、部隊活動状況等の映像配信

(イ) 無線不感地帯における通信確保

(4) 今後の活動方針

行方不明者2人については、今後も球磨川流域及び八代海沿岸署による通常勤務を通じた捜索を継続し、河川水位の低下等に応じ部隊による再捜索を検討する。

【委員からの質問等】

委員から、災害現場の視察状況等を踏まえた上で「被災した駐在所を視察し、駐在所家族と地域住民が相互に支援しておられるということを知り、地域との『絆』のようなものを感じた」「未だに行方不明の方が2名おられるので、引き続き頑張っていたきたい」「今後、今回の災害警備活動等について総括していただきたい」旨の発言があり、警察側から「これまでの災害対応時と同様に、その後、反省教訓をまとめて今後に生かしていきたい」旨の発言があった。

2 令和2年7月豪雨に係る被災者に対する交通関連の特別措置等について

(1) 概要

令和2年7月豪雨の深刻な被害状況を受け、被災者に対して交通関連では

○ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号、以下「特措法」という。）に基づく特定権利利益の期日延長（運転免許証の有効期間の延長等）等

○ 交通部各課が所管する一部許認可業務における手数料の徴収免除の措置を実施した。

(2) 特措法に基づく特別措置について

ア 特措法第3条第1項及び第2項に基づく特定権利利益の期日延長

(ア) 対象者

災害救助法の適用を受ける地域（熊本県では9市12町5村）に住所、所在地を有する者又は法人（別紙参照）

(イ) 対象となる権利利益

- 運転免許証の有効期間の延長
- 高齢者講習を受けてから免許証の更新を受けるまでの期間の延長など68項目

(ウ) 延長満了日

令和2年12月28日まで

イ 特措法第4条に基づく特定義務の免責

(ア) 対象者

本件災害による被害に遭い、届出を行った者

(イ) 特定義務の種類

- 安全運転管理者等の選任及び解任の届出
 - 保管場所の変更等の届出
- など7項目

(ウ) 履行期限

令和2年10月30日まで

(3) 手数料の徴収免除について

第2条第1項第405号	運転免許証再交付手数料	
	ア 第一種又は第二種運転免許に係る免許証	2,250円
	イ 仮運転免許に係る免許証	1,150円
第2条第1項第416号	運転経歴証明書再交付手数料	1,100円
第2条第1項第482号	自動車保管場所証明申請手数料	2,200円
第2条第1項第483号	自動車保管場所標章交付手数料	550円
第2条第1項第484号	自動車保管場所標章再交付手数料	550円
第2条第1項第623号の13	自動車運転代行業認定証再交付手数料	1,700円
第2条第1項第623号の14	自動車運転代行業認定証書換え手数料	2,100円

(4) 周知の方法

熊本県警ホームページ、熊本県警察ツイッター、マスコミによる広報等による周知徹底を図った。

〈 次 ペ ー ジ に 続 く 〉

別 紙

災害救助法適用市町村（令和2年7月27日現在）

都 道 府 県	市 町 村
熊本県 (9市12町5村)	<p>【八代警察署管内】 八代市</p> <p>【人吉警察署管内】 人吉市、球磨郡錦町、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村</p> <p>【多良木警察署管内】 球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡あさぎり町</p> <p>【水俣警察署管内】 水俣市、葦北郡津奈木町</p> <p>【芦北警察署管内】 葦北郡芦北町</p> <p>【天草警察署管内、牛深警察署管内】 天草市</p> <p>【上天草警察署管内】 上天草市</p> <p>【荒尾警察署管内】 荒尾市、玉名郡長洲町</p> <p>【玉名警察署管内】 玉名市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡和水町</p> <p>【山鹿警察署管内】 山鹿市</p> <p>【菊池警察署管内】 菊池市</p> <p>【小国警察署管内】 阿蘇郡小国町、阿蘇郡南小国町</p>
福岡県（4市）	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
佐賀県（1市）	鹿島市
大分県（2市2町）	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
鹿児島県 (9市2町)	阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町
長野県 (4市4町6村)	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町
岐阜県（6市）	高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市
島根県（1市）	江津市

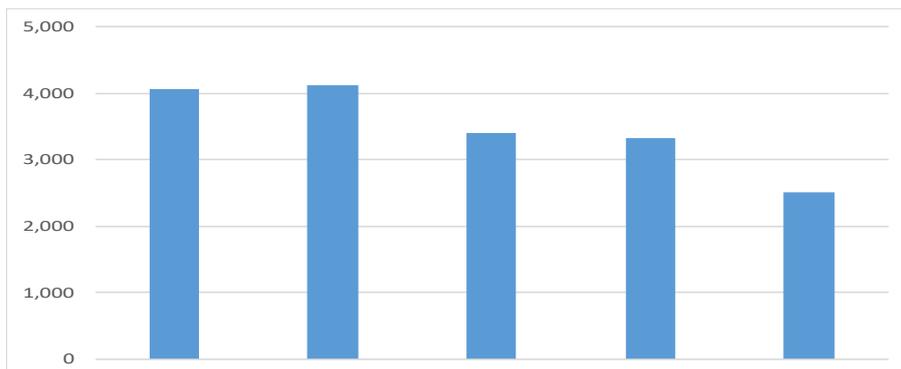
【委員からの質問等】

委員から「被災地の人達への周知はどのように行っているのか」旨の発言があり、警察側から「避難所を訪問する警察官から直接周知させていただくほか、県警ホームページを始め、チラシ等様々な媒体を活用して広報を行っている」旨の説明があった。

3 令和2年上半期の犯罪認知状況等について

(1) 刑法犯認知状況等

ア 刑法犯認知件数の推移(各年6月末現在)



	H28	H29	H30	R1	R2
認知件数	4,057	4,112	3,393	3,331	2,514
前年同期比	-921	55	-719	-62	-817
増減率	-18.5%	1.4%	-17.5%	-1.8%	-24.5%

イ 本部重点抑止犯罪の推移(各年6月末現在)

	認知件数					前年同期比 増減数	前年同期比 増減数(%)
	28年	29年	30年	令和元年	令和2年		
刑法犯総数	4,057	4,112	3,393	3,331	2,514	-817	-24.5%
電話で『お金』詐欺	46	86	40	31	20	-11	-35.5%
強盗	10	1	7	3	4	1	33.3%
強制性交等	5	6	4	4	7	3	75.0%
強制わいせつ	24	28	21	16	17	1	6.25%
空き巣	176	100	106	75	65	-10	-13.3%
忍込み	30	26	24	17	18	1	5.88%
居空き	9	19	10	4	4	±0	±0%
合計	300	266	212	150	135	-15	-10%

ウ 下半期の主な犯罪抑止対策

- (ア) 豪雨災害被災地における犯罪抑止活動の強化
- (イ) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- (ウ) 自主防犯活動の推進

(2) 「電話で『お金』詐欺」の認知状況等

ア 認知件数・被害額

※各年における6月末現在(被害額は、キャッシュカード詐取後のATM引出(窃取)額を含む。)

電話で『お金』詐欺	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	前年同期比
認知件数	47	86	40	31	20	-11
被害額(約万円)	14,966	14,285	5,500	5,732	2,167	-3,565

イ 下半期の主な被害防止対策

- (ア) 変遷する手口に対する迅速・的確な情報発信
- (イ) 金融機関、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の推進
- (ウ) 民間の広報媒体等を活用した広報啓発活動の推進

【委員からの質問等】

委員から増加傾向の強制性交や強制わいせつについて、「家庭内等で水面下に埋もれてしまって、被害者が『耐えるしかない』という状況もあるのではないか。警察や犯罪被害者支援センターが被害者に寄り添って、そのような人達に何らかのフォロー・支援をお願いしたい」旨の発言があった。

4 令和2年上半期のわいせつ・声かけ事案の対応状況について

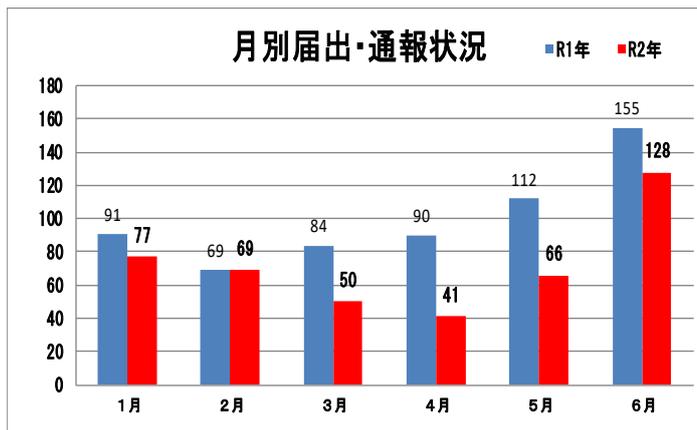
- (1) わいせつ・声かけ事案の届出、通報状況（R2年上半期）

ア 過去5年間の上半期における届出、通報件数

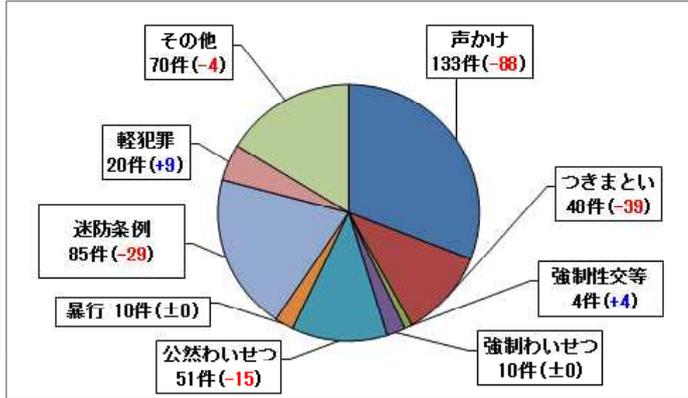
年	H28	H29	H30	R1	R2
件数	552	579	602	601	431
指数	100.0	104.9	109.1	108.9	78.1

※ 指数は、平成28年6月末の件数を100として算出した。

イ 月別届出・通報状況

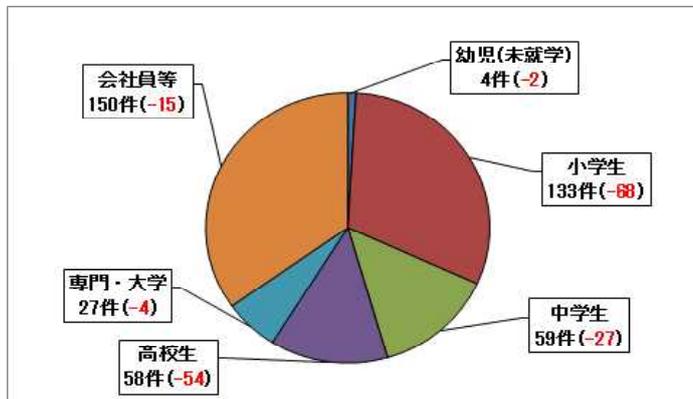


ウ 手口別



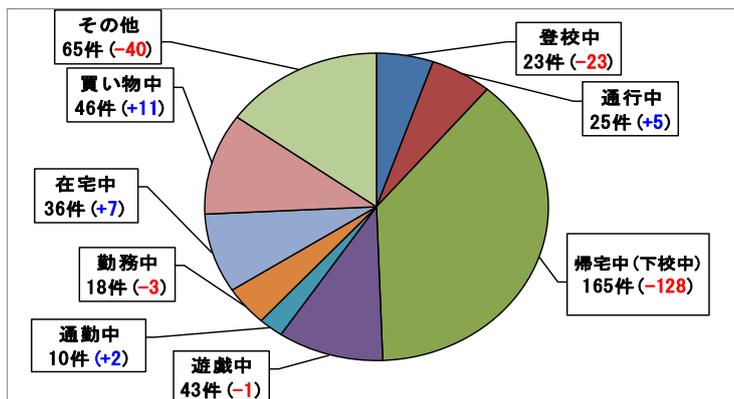
※ () は、前年同期比 (件数) の増減を表す。

エ 被害者の学職別



※ () 内は、前年同期比 (件数) の増減を表す。

オ 被害者の状態別



※ () は、前年同期比 (件数) の増減を表す。

(2) 検挙、指導・警告状況

		迷惑防止 条例違反	軽犯罪法 違反	公然わいせつ	強制わいせつ	強制 性交等	わいせつ 目的 建造物侵入	わいせつ 目的 的 行 暴	その他	小計	合計
R1 6月末	検挙件数	16(8)	2(0)	10(3)	3(2)	0	0	0	0(0)	31(13)	150(57)
	指導・警告件数	33(17)	11(2)	10(6)	3(1)	0	0	2(0)	58(16)	119(44)	
R2 6月末	検挙件数	31(9)	2(0)	3(1)	6(3)	2(0)	3(0)	0	1(1)	48(14)	145(47)
	指導・警告件数	19(3)	10(3)	5(2)	1(0)	0	0	0	62(25)	97(33)	

※ () は、本部対策係の活動件数(内数)

※ 数値は活動実績を表し、犯罪統計とは異なる。

【事例】

- 南署管内における連続強制わいせつ未遂事件の検挙 (R2. 4月、通常逮捕)
- 大津署管内におけるつきまとい事案行為者への警告 (R2. 4月、警告措置)

第3 報告・決裁等

- ① 臨時適性検査に係る公安委員会専門医の認定についての決裁
運転免許課長から説明があり、決裁が行われた。
- ② 公安委員会による交通規制の意思決定(信号機の新設等)についての決裁
交通規制課長から説明があり、決裁が行われた。
- ③ 行政文書廃棄手続きに伴う説明
広報県民課長補佐から説明が行われた。
- ④ 行政処分に係る処分の決定についての決裁
生活環境課長から説明があり、決裁が行われた。
- ⑤ 「熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域(公安委員会告示)」の一部改正についての決裁
地域課次席から説明があり、決裁が行われた。
- ⑥ 特定秘密の指定及び保護措置並びに適性評価の実施状況についての決裁
警備第一課長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- ⑦ 小型無人機等飛行禁止法の一部改正に伴う専決規定の改正についての決裁
警備第二課長補佐から説明があり、決裁が行われた。
- ⑧ 特別派遣部隊の援助の要求取消しの報告及び決裁
警備第二課長補佐から報告があり、決裁が行われた。
- ⑨ 苦情(R2No.7)の調査結果等についての決裁
広報県民課次席から説明があり、決裁が行われた。
- ⑩ 令和元年度における情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況についての報告
広報県民課次席から報告が行われた。
- ⑪ 犯罪被害者等給付金の支給裁定についての決裁
広報県民課犯罪被害者支援室長から説明があり、決裁が行われた。
- ⑫ 令和2年第17回公安委員会会議録の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。
- ⑬ 審査請求(R1No.2) 裁決書の決裁
公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

⑭ 審査請求（R2No.7）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

⑮ 苦情（R2No.8）受理の報告

公安委員会事務室から報告が行われた。

⑯ 九公連協議テーマ及び自由討議テーマの選定

公安委員会事務室から説明があり、テーマの選定が行われた。